

45 野菜価格安定対策事業

【(所要額) 16,722(16,707)百万円】

対策のポイント

野菜価格安定対策事業を円滑に推進するとともに、多様な担い手・産地の参加促進に向けた制度の運用見直しを行います。

<背景/課題>

- ・国民消費生活上、不可欠な野菜の安定供給を図るためには、野菜の価格が著しく低落した場合に生産者補給金等を交付すること等により野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和する野菜価格安定対策事業を円滑に推進していくことが重要です。

政策目標

生産及び出荷の安定を図ることにより市場入荷量の変動を抑制
(変動係数 1.8% (平成17年) →1.6%以下 (平成27年))

<主な内容>

1. 野菜価格安定対策事業の円滑な推進

野菜の生産及び出荷の安定と消費者への野菜の安定供給を図るため、平成26年度における生産者補給金等の交付額の再造成経費を確保することにより、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

2. 制度の運用見直し

現行の保証基準額(平成16年度～21年度の平均卸売価格に基づき設定)の水準が、その後の価格動向の変化により、実態から乖離しつつあるため、直近6か年(平成20年度～25年度)の平均卸売価格を基に保証基準額を改定します。

その際、ばれいしょ(即売もの)について、価格形成の実態に合わせ、全国一律の単価から市場ブロック毎の単価に見直します。

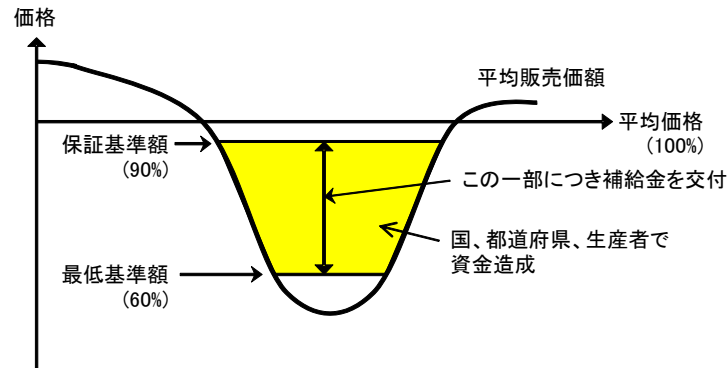
補助率：65/100, 60/100, 50/100, 定額
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構

[お問い合わせ先：生産局園芸作物課 (03-3502-5961)]

野菜価格安定対策事業 平成27年度予算概算要求額 (所要額) 16,722(16,707)百万円

野菜農家の経営安定対策・需給安定対策である本事業について、引き続き多様な担い手・産地の参加が促進されるよう、野菜の価格形成の実態に即して、きめ細かな運用見直しを行います。

基本の仕組み



【現行の制度概要】

		指定野菜価格安定対策事業	特定野菜供給産地育成 価格差補給事業
対象野菜		指定野菜 14品目 国民消費生活上重要な野菜	特定野菜 35品目 地域農業振興上の重要性等から 指定野菜に準ずる重要な野菜
産地要件	面積	20ha(露地野菜)	5ha
	共同出荷割合	2/3	2/3
資金造成割合 (国:都道府県:生産者)		6/10 : 2/10 : 2/10	1/3 : 1/3 : 1/3 ^(※)
平均価格		過去6カ年の卸売市場価格を基礎に算出	
保証基準額		平均価格の90%	80%
最低基準額		平均価格の60%	55%
補填率		原則90%	80%

※ 特定野菜のうち、アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン及びブロッコリーにあつては、国1/2、都道府県1/4、生産者1/4

指定野菜 (14品目)

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、
トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、
ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、
ほうれんそう

特定野菜 (35品目)

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、
カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、
こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、
しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、
そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、
ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、
やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、
らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

【平成27年度の拡充内容】

○ 保証基準額の改定

- 直近6か年(平成20~25年度)の平均価格を基に**保証基準額を改定**。
- ばれいしょ(即売もの)**の保証基準額等について、他の指定野菜と同様に全国一律から**市場ブロック毎に分割**して設定。